

ウクライナ避難民生活準備金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ロシアによるウクライナ侵略により、ウクライナから山口県に避難を余儀なくされた者が、安心して生活を開始することができるよう、予算の範囲内において、生活準備金を支給することについて必要な事項を定める。

(支給対象者)

第2条 生活準備金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、令和4年2月24日のロシアによるウクライナ侵略以降に、避難を目的にウクライナを出国し、山口県に避難された者で、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) ウクライナ国籍を有する世帯主若しくはそれに準ずるとして知事が認める者
- (2) 第4条第1項の規定により、申請した時点で山口県内に居住しており、かつ、第5条第1項の規定により、支給が決定された時点から1カ月以上継続して県内に居住することが見込まれる者

(支給額)

第3条 支給額は、一世帯当たり20万円とする。

- 2 生活準備金の支給は、一世帯につき1回に限るものとする。

(支給申請)

第4条 生活準備金の支給を受けようとする者は、支給申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、令和5年3月31日までに行わなければならない。

(支給決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請を受理し、審査の結果、適当と認めた場合は、支給の決定を行い、支給決定通知書（様式第2号）により、また、不適当と認めた場合には、不支給の決定を行い、不支給決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(支給)

第6条 知事は、前条の規定による支給の決定をした場合には、速やかに生活準備金を支給するものとする。

(支給決定の取消し)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、生活準備金の支給決定を取り消すことができる。

- (1) 受給者が偽りその他不正の手段により生活準備金の支給を受けたとき。
- (2) 支給対象者が、第2条第1項各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他知事が適当でないと認めるとき。

(返還)

第8条 知事は、前条の規定に基づき生活準備金に係る支給の決定を取り消した場合は、期限を定めて、支給決定取消・返還通知書(様式第4号)により、支給の決定を取り消された者に対して、生活準備金の全額を返還させるものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、生活準備金の支給について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月24日から施行する。